

特別医療費給付制度

1. 制度概要

項目	内容
実施事項	以下3点にする給付事業 ①先進医療による治療費*1 ②臓器移植治療費*2 ③臓器移植治療のための渡航費
適用対象者	①先進医療による治療費:なでしこ同窓会会員 ②臓器移植治療費:なでしこ同窓会会員 ③臓器移植治療のための渡航費:なでしこ同窓会会員の16歳未満の子ども
給付額	①先進医療による治療費:技術料のうち10万円を給付。 ただし、技術料が10万円未満の場合は、その技術料を給付 ②臓器移植治療費:一時金10万円を給付 ③臓器移植治療のための渡航費:一時金30万円を給付
給付回数	会員1人あたり、①②③のいずれか1回限り
給付申請期限	①先進医療による治療費:治療終了後6ヶ月以内 ②臓器移植治療費:治療終了後6ヶ月以内 ③臓器移植治療のための渡航費:帰国後6ヶ月以内(渡航決定後から申請可)

*1 厚生労働省にて承認している先進医療技術に限る(取り扱い病院も同省にて指定) *2 心臓、肺、肝臓、膵臓、腎臓に限る

2. 給付要件

① 厚生労働省にて承認している「先進医療」による治療を「指定の医療機関にて受けた場合に、先進医療にかかる技術料を10万円を限度として給付	先進医療対象一覧は、厚生労働省のホームページに掲載されています https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/sensiniryu/kiikan02.html ※治療名、医療機関が一覧にあっても、治療方法によっては先進医療の対象でない場合がありますので、病院で必ず確認してください。
② 臓器移植治療を行った場合に、一時金10万円を給付	心臓・肺・肝臓・膵臓・腎臓に限ります
③ 臓器移植治療のために渡航する場合に、一時金30万円を給付	心臓・肺・肝臓・膵臓・腎臓に限ります

▼ 申請方法・給付方法は次ページをご覧ください。▼

3. 申請方法

先進医療	臓器移植
<p>①受診内容が「先進医療技術名」と「指定の医療機関」に該当するか確認</p> <p>※治療名・医療機関が一覧にあっても治療方法によっては先進医療の対象ではない場合がありますので、病院で必ず確認してください。</p> <p style="text-align: center;">対象一覧</p>	<p>①受診内容が心臓・肺・肝臓・膵臓・腎臓に該当するか確認</p> <p>※小腸の移植は先進医療で申請ください。</p>
<p>②以下2点をダウンロード</p> <p>●先進医療給付申請書 記入例</p> <p>●先進医療受診証明書</p>	<p>②以下2点をダウンロード</p> <p>●臓器移植給付申請書 記入例</p> <p>●臓器移植受診証明書</p>
<p>③申請者自身で上記②でダウンロードした「給付申請書」に記入・押印</p>	
<p>④医療機関に上記②でダウンロードした「受診証明書」の記入・押印を依頼</p>	
<p>⑤「給付申請書」・「受診証明書」・「診療費領収書(写)」の3点を提出</p> <p>【提出先】 〒215-8542 川崎市麻生区東百合丘3-4-1 田園調布学園大学内 なでしこ同窓会・特別医療費給付制度事務局 宛</p> <p>※提出期限は、治療終了後6ヶ月以内です</p>	

渡航臓器移植
<p>①受診内容が心臓・肺・肝臓・膵臓・腎臓に該当するか確認</p>
<p>②渡航臓器移植給付申請書をダウンロード 記入例</p>
<p>③申請者自身で上記②でダウンロードした「給付申請書」に記入・押印</p>
<p>④医療機関に、渡航治療が必要であることを記載した「診断書」の発行を依頼</p>
<p>⑤「給付申請書」・「診断書」・「住民票*」の3点を提出 *会員と対象者の続柄がわかるもので、発行日から1ヶ月以内のもの</p> <p>【提出先】 〒215-8542 川崎市麻生区東百合丘3-4-1 田園調布学園大学内 なでしこ同窓会・特別医療費給付制度事務局 宛</p> <p>※提出期限は、帰国後6ヶ月以内です</p>

4. 給付方法

締切日	毎月月末締切
給付月	申請月の翌月に審査*を実施⇒審査会の翌月末までに給付金振り込み *第1次審査:書類審査／第2次審査:審査会
振込先	申請書に記入の口座(銀行または信用金庫)
給付連絡	申請月の翌々月に給付決定通知書を郵送

なでしこ同窓会

〒215-8542 神奈川県川崎市麻生区東百合丘3-4-1(田園調布学園大学内)

E-mail: nadeshiko@dcu.ac.jp URL: <https://www.dcu.ac.jp/nadeshiko/index.html>